

第 23 期第 2 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 7 年 6 月 12 日

第23期 第2回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年6月12日（木） 午後2時から

2 場 所 静岡県庁別館8階第1会議室C（静岡市葵区追手町9-6）

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 静岡県資源管理方針の変更について（ぶり） 資料1

イ ぶり、まさば及びごまさばに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について 資料2

(2) 指示事項

ア かがし漁業の操業について 資料3

イ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄及びひき縄釣漁業の承認について 資料4

(3) 協議事項

広域漁業調整委員会の委員互選について 資料5

(3) 報告事項

資源管理の状況等の報告について 資料6

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	高田 充朗	西原 忠	金指 治幸	原 剛
	薩川 一義	和久田米喜	竹内 照裕	岩瀬 清敏
	橋ヶ谷雄介	福井 篤	石原 広恵	鳥居 恭子
	安間 英雄			
WEB 参加	田口さつき	浪川 珠乃		
欠席委員	江口 智美			
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	富野 淳一	松山 創	瀧川 智人	椀 亮介
事務局	小泉 康二	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第2回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、田口委員、浪川委員はオンラインで御参加いただいております。また、江口委員は、欠席の報告をいただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。本日は2名の委員がオンラインで御出席いただいております。会場中央にありますマイクで集音しておりますので、音を拾いやすくするため、声は大きめで御発言をお願いいたします。以上です。

○小泉事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは高田会長、よろしく願いいたします。

○高田会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単で結構ですのでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私から。いとうの魚市場では、最近ですと、5日くらいの周期で魚が変わるのかなと思います。黒潮が入ったり出たりで、まずソーダが入って、次にアジ、サバで、平サバは大きいもので800グラムくらいものが入って、大中小のゴマサバも入りました。おそらく平サバは、産卵後、北上するサバだと思います。今日は出張でこちらに来たので、市場は少ししか覗いていないのですが、相模湾では、アジ、サバが4トンくらい、出れば獲っているという感じです。

うちに水揚げする定置は、網代から南へ行くと谷津までありますが、今アジが網代で獲れていて、下に行くほど魚が獲れない状況です。

あとは、今の時期のイサキ、一本釣りのキンメダイの方は、ここ

のところ潮が速くなっているのです、あまり良い成績ではないです。

採貝の方も、サザエ、アワビについては、去年に引き続きひどい状況が続いています。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。今うちの方は他地区と同様に、シラスの船曳が不漁で、出ても網を入れなくて帰ってくる人が多いです。5月は3回の出漁しかできませんでした。これほど5月に天候が不順な年は、私も記憶がないくらいです。

6月になってから、カツオの値段は維持しているのですが、他の魚の値段が全部半値です。原因は、まだつかめていないのですが、とにかく仲買の購買力が全然ないものですから、釣れていて安いなら良いです、釣れずに安いものから、なかなかストレスが溜まっているというのが現状です。以上です。

○原委員

6月初旬にサクラエビが終了しましたが、内容は、水揚量が292トンで、この数字は前年比マイナス48トンでした。数字だけ見るとあまり良くなかったという感じですが、理由がありまして、ゴールデンウィーク前は、漁模様が良くて、反応も良かったのですけれど、そこに去年は30か統の船を投入していましたが、今年は3分の1の10か統減らして、漁をやったというのもありまして、そういうことがあって、量が減ったような感じだと思います。なぜ船を減らしたかということ、燃料の問題で皆で話をして、役員で話をして、燃料代も高いから、経費を減らそうということになりまして、結果がこの292トンです。以上です。

○竹内委員

伊豆漁協南伊豆支所の竹内です。南伊豆は、イセエビが5月15日で終わって、例年の4割減くらいで、低調に終わったという感じです。これからは、サザエやアワビなどの漁が始まり、主力になっていきますが、貝に関しては磯焼けの関係でひどい状況が予想されます。その中で、トコブシなどはまだ少し良いです。

キンメダイに関しては、黒潮の関係で潮が速くて、あまり良い漁模様ではありません。

少し良いのがキハダで、結構順調で、それなりに技術がある人が獲っているという感じです。キハダに関しては、この何年かは1年中、10マイルくらい出て、利島近辺まで行けば、漁があるような状況です。誰でも釣れるわけではないですが、技術を持っている人た

ちは結構良い漁をしてるのかなという感じです。以上です。

○橋ヶ谷委員

サバを獲っています橋ヶ谷ですけど、今年はずっと漁獲が例年より少なく、ゴールデンウィーク明けからはもう全く獲れないような状態が続いています。自分らが動ける漁場はいろいろ回っていますが、全く獲れません。いろいろ探しに行っていますが、なかなか獲れないもので困っています。以上です。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬です。稲取は、水揚げされるもののほとんどがキンメが中心で、あとは若い人達数人が採貝をやって来ています。

キンメについては、今日も行ってきましたが、相変わらず黒潮の影響を受けて潮が速くて、釣りにくいというだけではなくて、キンメが回っていないような状態で、道具に引っかかってくる気配がなかったです。6月に入ってから、伊豆はどこも、あまり良くないと思います。5月は、まあまあ釣れていたのではと思います。

採貝の方は、若い人5人、6人くらいが頑張っサザエを獲ってくれているので、その分で何とか漁協も助かっている部分があります。他の支所で注文のあるサザエも、その人たちが潜っている分で賄えたりしてるときもありましたので、そこら辺も頑張ってくれてるという感じです。

○和久田委員

浜名漁協の和久田です。相変わらずシラスは駄目にして、2、3日休みにして出ていますが、魚影も薄くて、それを皆でかき回して、魚探も道具も良くなっていますから、1回かき回してしまうと、次の網をなかなかやれるような状態ではありません。頑張っ2網はやって来ますが、今日獲れたということで、また翌日出ますが、休み明けに全体をかき回すものですから、2日続けて出ると半分か、それ以下で、とても商売にならないです。今のところ週2日くらいしか漁に出れてないです。

相変わらず湖内のアサリは全滅です。ただ、場所によっては小さな小指の爪くらいのものが湧いてるところがあります。温暖化で夏は水温が30℃にもなりますので、無事に生き残ってくれば、また来年、多少なりともアサリの顔が見えるかなという期待を持っていますけど、なかなかそういうわけにはいかないと思います。

アマモも今までなかったですが、潮の遅いところに気がつくると生

息しているので、多少なりとも湖内が変わってきている感じがします。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川でございます。うちのところは、シラスがメインですが、もう 50 年以上やっていますけど、3 月の解禁から今まで網を入れる日がこれほど少ないのは初めてです。月曜日に、用宗の方が沖に出まして、95 カゴで 500 万という船もありました。95 カゴですから、話にならないです。

清水の方は、この 3 月から、私も今日行ってきましたけど、網を掛けるところがほとんどないです。5 月のときに 1 日あっただけで、1 杯 50 万で少ないときは、ゼロという形になっておりますので、この 50 年の中で、一番最悪な年に今のところはなっています。そういう状況ですので、網を掛けないのがいつまで続くのか、まだ分かりません。

○金指委員

内浦漁協でまき網をやっています金指です。5 月末までは、前回の海区のときにも話題にもなりました石廊の海域でやりましたが、6 月からは指定された日ということで、6 月はまだ 1 日も石廊をやっていないです。

湾内の石花海というのがありますが、ちょうど駿河湾の真ん中の浅いところで、そこでの商売になるのですが、ここが全く魚が見えなくて、3 月の 16 日から解禁になって、6 月 30 日で終わりますが、3 か統合わせて、まだ投網回数が全部で 6 回から 7 回で、獲れたのはソーダ、サバなどで、3 か統で 20 トンもいかないと思います。

小川の定置でソーダが入ったとかというような情報を得て、結構いろいろなところを回っていますが、ソーダというのは、うまく反応が見えず、なかなか獲れないです。

ただ、沿岸付近に孫サバと、シラスの大きいもの、うちの方ではシンコと言いますが、その魚がものすごく多くて、あちらこちらにいます。成魚のイワシの反応だったら 100 トンクラスの塊があちらこちらにあって、それは投網できない魚ですので、いた場所で釣りをしますと、大体 10 センチくらいのサバやカタクチや小平イワシなどの本当に細かいものが釣れます。それが、どのくらい湾内に残って、秋にどのくらいになるのか、少し楽しみです。

あとは先ほども言いましたが、石花海でやったときに、イカが初めて 100 キロくらい混じったことがありました。

シラスの不漁とかは、あれほどの孫サバがいたら、影響があるのかなと思いますし、イカが100キロも混じるというのは、それもまた何が起きてるのかという感じです。最近にはない海の傾向を感じています。以上です。

○高田会長

ありがとうございます。今、金指委員が言いましたように、うちの方見ても、孫サバや小平が際にべったりいて、ワラサが跳ねてたという話も聞くように、魚はその中に入っているようですが、なかなか定置に入らなかったりと、いろいろな状況があります。

今、スルメイカの話が出ましたが、うちの方も、スルメイカの子どもから、今大きくなって、ニセと言うのですが、4匹で1キロくらいになるものが今年が多いです。三重県海区会長にその話をしましたら、三重県の大王崎でも、今年はスルメイカが多いという話ですので、また少しサイクル的に変わってきたのか、海が変わっているのかと思います。

皆さんの話を聞くと、不漁で暗い漁村みたいになってしまっていますので、来月は良い報告を期待したいです。

皆様、ありがとうございました。それでは、本日の議事録署名人を金指委員と田口委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、諮問事項ア 静岡県資源管理方針の変更について、事務局から説明をお願いします。

○樫技師

水産資源課の樫です。静岡県資源管理方針の変更について御説明いたします。

資料は右上に資料1と書かれたものを御覧ください。

まず、配付資料の説明をいたします。1ページ目が説明資料、2ページが知事から海区会長あての諮問文、3～6ページが方針の変更案にかかる新旧対照表、7～30ページが方針の変更案の全文、31、32ページが参考資料として、ブリにおけるTAC追加の経緯及びTACステップアップ管理の説明資料、33ページが漁業法の根拠条文抜粋になります。

まず、1ページの1番上の欄、「資源管理方針について」を御覧ください。資源管理方針について、説明いたします。

まず、経緯についてです。令和2年12月1日に施行された改正後

の漁業法では、水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われており、農林水産大臣は漁業法第 11 条に基づいて、資源管理基本方針を、都道府県知事は漁業法第 14 条に基づき、国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、いわゆる県方針を定めることとされ、静岡県は令和 2 年 12 月 1 日に本県の状況を反映した県方針の本文を制定いたしました。

続いて、県方針の記載内容についてです。この県方針には、本文部分に、資源全般における管理の方向性・手法等が記載されており、それに付随した別紙には、各資源における具体的な管理の方向性、手法等が記載されております。

次に、その下の表を御覧ください。別紙については、1～3 まであり、別紙 1 には、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種、別紙 2 には、TAC 魚種以外で国の MSY ベースの資源評価結果が公表され、かつ資源管理の目標が定められた魚種、別紙 3 には、それ以外の魚種について記載されております。現時点における本県方針に記載の魚種については、表の魚種の欄を御覧ください。

続いて、今回の方針変更についてです。変更内容は、現在、別紙 3-10 に記載されているブリについて、TAC 魚種に指定されたことに伴う、方針別紙 3 から 1 への位置づけの変更になります。

ここで、ブリの TAC 化について、その経緯を簡単に説明します。31 ページの参考資料 1 を御覧ください。こちらの資料は、本年 1 月 17 日に開催の TAC 意見交換会において水産庁より提示された資料になります。新たな魚種や資源の TAC 化については、令和 2 年の漁業法改正に伴い、資源管理は漁獲可能量による管理を行うことを基本とするとされており、それに基づき、関係者間において多くの議論が行われております。

ブリの TAC 化についても、資料に記載のように、資源管理手法検討部会やステークホルダー会合が開催され、漁業者、加工業者、業界団体などと、水産庁、水産研究教育機構の間で様々な議論が行われました。資料の中段には、議論における主な取りまとめ内容が記載されており、この内容で今後 TAC 管理が行われていきます。

TAC 管理については、資料の一番下に記載のように、令和 7 年 3 月 7 日に国の基本方針の変更が告示され、正式に TAC 魚種となり、令和 7 年 4 月より管理が開始されております。なお、管理期間については、① 4 月 1 日から翌年 3 月末日までと、② 7 月 1 日から翌年

6月末日までの2つのパターンに分かれており、本県については、漁期の関係を考慮し、②7月1日から翌年6月末日までの管理期間を選択しております。

また、資料の一番下に、TAC管理ステップ1開始というような記載がございます。このステップについては、漁業法改正後、新たにTAC管理に移行する資源におけるステップアップ管理を指しております。ステップアップ管理については、資料の次のページ、32ページを御覧ください。

資料について、簡単に説明いたします。こちらの資料は、令和6年4月に開催されたカタクチイワシのステークホルダー会合におけるステップアップ管理についての資料になります。

資料の1番上、点線で四角く囲まれている部分を御覧ください。こちらの、上から1つ目のボックスに記載のように、新たなるTAC魚種に指定される資源については、TAC管理導入当初の柔軟な運用と、課題解決を図るため、ステップ1から3までの、3段階のステップアップ管理が導入されます。

続いて、その下の表を御覧ください。3段階のステップアップのうち、ステップ1の段階では、TAC報告が義務化され、その報告状況の確認や情報収集体制の確立、資源ごとでの特異的な課題の解決などが行われます。なお、この段階になった時点で、TAC魚種となります。ステップ2では、ステップ1の取組に加え、都道府県等への配分が試行され、その上で、ステップ3に向けての管理の運用が検討、試行されます。ステップ3になると、通常のTACと同様の管理となり、正式なTACの設定、都道府県等への配分、採捕停止命令等が実施されます。なお、各ステップの間については、課題解決の取組等に十分な進展があった場合限り、意見交換会やステークホルダー会合、水政審が行われ、それらを経て、通常のTAC管理となります。

今回の変更の対象となるブリにつきましては、本県においては令和7年7月よりステップ1での管理となります。

資料は下段の表のステップ1の欄を御覧ください。表中の中段付近、TACの配分、漁獲が積み上がった場合の対応においては、ステップ1では、漁獲可能量は国一括での管理とされ、具体的な数量配分は設定されません。また、漁獲が積み上がった場合でも採捕停止命令は行わないこととなっております。なお、国一括管理であるため、このあと、議題の2で説明があります静岡県知事管理漁獲可能

量の設定では、ブリについては国全体総量のうち数として配分が示されます。以上が、ステップアップ管理についての説明になります。

それでは、方針の変更につきまして、今回の具体的な変更内容について説明します。資料の4～6ページにかけての新旧対照表を御覧ください。新旧対照表には、左側に旧の内容を、右側に新の内容を記載しております。今回の変更では、別紙3～10に記載のブリが別紙1～9へ移動します。移動にあたり、記載内容が変更になります。新たに変更される内容については、資料4、5ページの新しい欄を御覧ください。内容については、現行のTAC魚種になっておりますが、1番下の第5「その他の重要事項」について、TAC管理移行に伴うステップアップ管理と養殖種苗であるもじやこの管理について、追加で記載しております。それ以外の内容については、現行のTAC魚種と同様の内容になっております。

それでは、資料の1ページにお戻りいただき、下段の施行日等を御覧ください。今回の変更について、海区で、了承が得られた場合は、国の承認を経て施行、公表します。施行日については、本県TAC管理開始の令和7年7月1日までを予定しており、公表の際は、県公報に告示するとともに、県HP上でも公表する予定です。なお、県広報の告示については、資料3～6ページに記載の方針変更の新旧対照表を記載し告示する予定です。その際、字句等に軽微な修正があった場合については、事務局に一任していただきたく存じます。

それでは最後に、2の諮問事項についてです。漁業法第14条第9項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更について、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。変更の内容はブリに係る方針の一部変更についてです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、ブリに関する資源管理基本方針の変更について、御審議をいただきたいと思っております。

○高田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思っております。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら申し上げます。

○西原委員

マグロと違ってブリは結構資源があるということで、考え方も変わってくると思いますけど、一番大事なのはモジャコだと思います。

小さいものを養殖対象として獲っていて、昔決めたモジャコを獲って良い時期が、温暖化のせいで前倒しになったものですから、去年今年、時期を変更して、許可を出して獲るようになりました。その結果が出てくるのが、来年あたりになると思うのですが、今のところ北海道とかで、ものすごい量が獲れているものですから、安定しているとの見方が多いとは思いますが。

ただ、モジャコを獲るのをそのまま放置しておくのはいかなるものかと、定置関係の間では話題にはなっておりません。モジャコについては、10センチから20センチくらいになって北上していきますが、昔と比べて遡上が遅れていますし、昔よりとても少なくなったという感じだと思います。それが唯一私の気がかりなところです。以上です。

○薩川委員

私も昔モジャコの採捕をやってましたけども、現状、県のモジャコを獲る船がかなり減ってると思いますが、県に採捕許可を返したのもあって、現状、モジャコの船が何隻いて、実働どのくらいのものを持っているのかが分からないと、今の西原さんの答えにならないと思います。そういうものを県から示されないと、適正にモジャコを獲るようになっていくのかというのは、本文からは全然分からないです。

○椛技師

モジャコについては、養殖種苗なので、元々採捕数量が決められており、TACではないですけど、採捕可能な数量が決められてるところで、管理がされております。

ここに記載するのは文章にあったように、採捕計画に基づく範囲内という中にそれが含まれてるという感じになります。

○薩川委員

採捕の量が分からないと、これが良いのかどうかも全然分かりません。ただ法的にこういうふうになってますよというだけでは、現状静岡県の海区でどういうふうになってるのか全然見えないので、こういう話できないと思います。

○鈴木主任

静岡の場合、採捕計画は国に出してはいますが、実際は許可申請がないため、許可は出ていません。ここ数年採捕実績はないです。

○薩川委員

そのような実状が分からないと、話ができないと思います。

○高田会長

先ほど西原さんが言ったように、モジャコは西の方の九州四国までで、前は伊豆諸島にも来ていましたが、最近は見なくなりました。先ほど言ったように、時期がずれて遅くなったとか、数が調整されたと思うのですが、要はブリの養殖が盛んになったとき、その時に種苗がなくて、水経新聞でも出ていましたけど、時期をずらしたということがありました。

西原さんが言ったように、日本全国で資源が良いのはブリ資源だけだと思います。モジャコからブリまで、大きさがまちまちになって名前が変わっていく出世魚です。何を言いたいかというと、定置にしる沿岸漁業者は、ブリの資源がなかったら静岡でまとまって獲れる漁はないと思います。

伊豆では特に春先、桜ブリといって、早ければ2月、3月くらいからブリが入り始めて、5月の手前くらいまで獲れます。そのブリは北の方から下ってくるブリで、途中の北部太平洋みたいなところで、大型船に獲られるので、TACをしっかりとっておかないと、今騒がれているサバやイワシのように極端に減少してしまうと思います。

ブリがTACになったときに、早く移行していかないと、静岡県漁業としては影響がすごく出てくるのではと思いますので、しっかりとその辺をして欲しいと思います。小型魚の放流など、しっかりと考えていかないと、獲るものがなくなっていくと思います。

○金指委員

私は2期目ですが、このブリのTACに関しては、あまり議題には出ていなかったと思います。長年資源が豊富というような形で、減っているとかではなくて、今日初めてと言いますか、今回初めてブリのTACの話で、裏でこういう会議が行われたということさえもあまり知らされてなかったの、今度からは、せめて何の魚について、こういう流れで動いてますというようなことを報告して欲しいです。

これはもう7月1日には施行するというので、もう今日の日にくら皆で討論してもどうなることでもないような気がして、確かにキンメなんかのTACは少し話題には出ていましたが、カタクチイワシについても、このブリについても、割とその日に出てきて、全

然何の魚がこういう対象になりつつあるという前の話が何もなくて、それを知らされていないと、自分たちも考えようがないです。あまりに唐突過ぎます。これからまた少し情報を教えていただきたいと思います。

○西原委員

マルハニチロのように、自分で種苗までやる循環型の技術を持つてる会社もあります。アメリカとかヨーロッパへの出荷がすごく人気がある中で、関税でどうなるか分かりませんが、欧米人については、天然のものを獲って養殖してるというと、あまり良い感じはしないみたいで、天然に頼らないような循環型の養殖技術の確立を国としても目指すべきだとは思いますが。

冷水塊ができたり、蛇行が直ったりと、本当に水温が今年は春からずっと低いままです。イカが増えたり、水温が下がってるのは確かだと思います。

それがどういう影響になるか、本当にこの1年は見えませんが、ブリのモジャコに関しては、一番元ですから、資源を人工的にできるような方向に国としても持っていくような推進を、静岡県としても進めさせてもらいたいと思います。以上です。

○高田会長

他に漁業者委員からなければ、次に学識・中立委員から御意見、御質問があれば発言をお願いします。

○福井委員

水産庁のホームページを見たのですが、ブリについては、いろいろ御指摘があったように資源状態は非常に良いです。それに漁獲量も4、5年くらい安定していて、当然漁獲量がよければ資源量も良くなりますが、資源量も4、5年ずっと良いです。

この資源量をシミュレーションするとき、ここにも出ていますが、31ページに漁獲シナリオの調整係数 β を0.95にするとあります。普通は調整係数 β は0.8くらいを採用するのですが、0.95ということで、資源状態はかなり良いということだと思います。

この計算だと、10年後もこの漁獲のMSYが得られる確率100%ということで、この次に出てきます10万1000トンという数字が知事管理漁獲可能量ですけど、それでも今の漁獲努力量を保っていれば、10年後でもこれ確保できるというような数字にはなっているようです。

ただそこで、モジャコのうちに獲ってしまえば、どうなってしまう

うのかは、そこをどういうふうに計算してるか次第だと思います。

○樅技師 計算については、この評価を行っている研究機関が出しているところだと思います。詳細は分かりませんが、何かしらは考慮しているものだと思います。

○福井委員 この計算結果からは、10年後に、さらに減ってしまうというような数字ではないですよ。

○高田会長 TACは皆そうですよね。10年後に資源量を維持できるようになっています。

○福井委員 それでもサバは減ってしまいました。

○西原委員 マグロについても、養殖用の天然種苗を集めて養殖を始めたのですが、あまりにも資源が減ってダメになりました。ニワトリが先か卵が先かというような話ではないですけど、やはり天然の世界ですので、なかなか難しいと思います。ですが、ブリが資源が豊富ということは間違いないです。

○高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 ありがとうございます。それでは、諮問事項ア 静岡県資源管理方針の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ ブリ、マサバ及びゴマサバに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹 特定水産資源、ブリ、マサバ及びゴマサバの知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。着座にて失礼いたします。資料2を御覧ください。

まず、配付資料について御説明いたします。1～2ページが諮問

内容の概要と諮問事項となります。3ページがTAC配分の考え方の資料、4ページが知事管理漁獲可能量の県公報告示案、5～7ページが国から県への配分通知の写し、8ページ以下が参考資料として知事からの諮問文と漁業法の根拠条文抜粋となっております。

1ページの1の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定についてです。まず、都道府県漁獲可能量の設定について資料5、6ページを御覧ください。これは、令和7管理年度のブリ、マサバ及びゴマサバに関する国から本県への当初配分通知です。

マサバ、ゴマサバについては、配分を現行水準と定めています。現行水準と定めた考え方、根拠については、3ページを御覧下さい。

1の数量明示による配分の対象については、クロマグロが該当し、①：過去3カ年の漁獲実績の平均シェアが全体のうち概ね80%を構成する漁獲量上位の都道府県、②：①以外であって、都道府県が希望する場合、③：漁業構造の大幅な変化など管理に必要な場合の3つのパターンがあります。2の現行水準の対象については、サンマ、マアジ、マイワシ、スルメイカ、マサバ及びゴマサバが該当し、数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン以上が基準となります。3の配分しない(数量を明示しない)対象については、数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満が基準となります。

ブリについては、3ページ下段、2新たにTAC管理を導入する資源に考え方を示しておりますが、先程の議題1で説明がありましたとおり、TAC管理を導入するために3つのステップに分けて管理を行います。その第一段階のステップ1の資源となります。

ステップ1では、国全体の総量のみが国全体総量の内数として示されます。令和7管理年度のブリについては、101,000トンの内数となっております。

1ページにお戻りください。知事管理漁獲可能量(案)について御説明いたします。マサバ、ゴマサバについて、国が現行水準と定めたことを受、知事管理漁獲可能量を令和6管理年度と同様に表1のとおり現行水準と定めたいと存じます。

また、ブリについては、新たにTAC管理の対象となることから、表2のとおり101,000トンの内数として定めることについて、御承認いただきたいと存じます。

施行の際は、4ページの内容により県公報により告示し、県HPでも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合について

ては事務局に一任いただきたく存じます。

資料1 ページの中段以下の参考県資源管理方針の制定については、先程の県方針変更の議題にて説明をしましたので省略いたします。

それでは資料2 ページの諮問事項になります。特定水産資源、ブリ、マサバ及びゴマサバの令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく申し上げます。

○小泉事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○金指委員 この表を見ても理解しがたいですが、目安数量は大体4,000トン台だった過去4年が、令和7年の現行水準の目安数量が1,535トンというのは、先般決まったサバの漁獲量6割減の部分の数字ということで、これはもう現行水準ではないのではないですか。去年は4,800トンが現行水準で、今年1,535トンが現行水準で、去年と同じとは思えないですけど、その辺はどうなのかというのが一点と、この集計は1月から12月までなのでしょうか。

これは、今年の7月からの数字になると思うのですが、県は現行水準ということで、私も結構いろいろなところから問い合わせがありまして、サバの水産庁の8割減という問題から、市場とか仲買さんからも、どうなるのだと言われましたが、いや何か聞いている範囲では現行水準だから変わらずで良いと思えますけどと言って、いろいろな方に大丈夫だよというようなことを言ったのですが、この資料を見ると、これは令和7年の7月から1年で、目安数量が1,535トンと、いくら獲れなくても簡単に超える数字だと思うのですが、どうなのでしょうか

○津久井主幹 現行水準の考え方につきまして、資料9ページのところに国が示している資源管理基本方針というものを示しております。

その3の都道府県のところに、「現行水準の漁獲量であれば、この資源に与える影響は少ないものとして配分数量を示さず、目安となる数量を示して、隻数操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、現行水準による管理を行う」としております。

要は、今まで通りの獲り方をしていれば、自然に影響を与えないで、その結果として、漁獲量が減ることも増えることもあるけれども、それは当方の漁獲圧の問題ではなくて、あくまで資源側の問題で、たまたま資源が増えていて、同じ獲り方をしていたけど、量が多かったり、その逆もあり、そういう考え方のもとに、漁獲圧を一定にすることによって、資源を守っていくということです。今回、目安数量が減ってますけど、現行水準といった中で収まるということだと認識しています。

○金指委員 1,535 トンを超えても、そこでストップするという話にはならないのですか。

○津久井主幹 ならないです。それはステップアップの考え方の中で説明がありました通り、ステップ1、2のうちにはストップにはならないというふうになってます。

○金指委員 仮に、これよりも少なくなる、例えばクロマグロのように80%まで満たないような量になったときは、もっと減らされる可能性というのがあるのですか。

○津久井主幹 そうということが続けばあるのかもしれませんが。

○樺技師 すみません。少し補足で、サバについては、すでに普通のTAC管理なので、ステップアップ管理のうちステップ3と一緒にラインで、枠が一杯になれば採捕停止命令がかかります。

現行水準の目安数量を超えても、すぐには影響しないですけど、国全体の量が決まっていますので、それを超えることはできないということになります。

○金指委員 どこかの県で、枠が空いてれば留保枠みたいな感じで、うまく対応するという考え方なのですか。

- 樺技師 現行水準については、枠が決まってないので、国の枠が一杯でなければ獲れなくてはならないです。
- 金指委員 大中がたくさん獲って、国の枠が一杯になってしまったら、県の残りも少なくなるということですか。
- 樺技師 大臣の枠は決まってるので、それよりも超えることはないと思いますが、国全体の枠が一杯になっていくときは、どこも平等に一杯になっていって、どこも平均的に止まっていくっていう感じになると思います。
ただ、管理の柔軟な運用などの制度もありまして、繰越とか、繰入とかそういうことを行って、前年翌年とやりとりすることで、なるべく漁獲が止まらないようにはしていくと思います。
- 金指委員 期間については、7月1日から6月末までなのですか。
- 樺技師 はい。この表も全部そのようになっています。
- 西原委員 1,530トンという数字が出ていますからね。
- 金指委員 こんな量はすぐです。もしサバが獲れて、これで3ヶ統が飯食っていけるかという、多分無理だと思います。
- 西原委員 前年度の2,500トンくらいという数字なら、ある程度はと思うのですが。
- 金指委員 8割減の話はあまりにも唐突な問題だったので、非常にサバの漁業者はびっくりしていると思います。
- 高田会長 このサバのTACも総漁獲量より全然多いですよ。
- 樺技師 そうです。
- 高田会長 TACの数字が獲っている量よりも、かなり多いと思います。
- 樺技師 確か20%くらいだったと思います。

○高田会長

そこからの8割減だから、多分そこまで満たされないと思います。温暖化と言いますが、やはり北部太平洋の獲り方、あれが影響していると思います。まさに乱獲です。それともう一つは、日本の船だけではなくて、ロシアの船もEEZ内に入って獲っているのがあると思います。

そういう問題もありますが、大蛇行で黒潮が上に行ってしまうので、東へ向かわないです。何を言いたいかと言いますと、サバが回って来れず、伊豆諸島で獲れなくなっています。サバ船も困っています。

そこに来て、ゴマサバがレジームシフトか分からないですけど、かなり減っています。マサバは増えていて、ゴマサバは減っています。逆転しています。

蛇行により、サバが伊豆諸島の方に下りてこない状況ができてしまって、いつまでも銚子とか金華山の方で獲れていて、やはり静岡県としては厳しい状況です。先ほど善生さんが言ったように、どこに行ってもサバが獲れないです。自分が知る限りでは、今まではマサバは水温が下がったら、伊豆諸島や熊野灘を回遊してたのが、マサバが産卵に来て北上をしていく時期に、水温か何かの理由で、一瞬で北上して行ってしまいます。

今まで銚子沖までしかいなかったサバが、東北や北海道の方でも獲れてて、そういう状況が海の中で起きています。やはり静岡県としては、乱獲もそうですが、大蛇行なんかもすごい影響があると思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

御意見ないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ ブリ、マサバ及びゴマサバに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、指示事項ア かが漁業の操業について、事務局から

説明をお願いします。

○鈴木主任

それでは、かご漁業の操業に係る委員会指示について御説明いたします。資料3を御覧ください。

初めに資料についてですが、1～6ページから委員会指示に関する説明、漁獲量等の資料、7ページから10ページが委員会指示案、11ページ以降は申請に関する取扱要領となっております。

では、1ページ目の過去の経緯から御説明いたします。昭和52年に戸田漁協の所属船が自由漁業の範疇でかご漁業の操業を始めました。しかし、同漁協所属の小型機船底びき網漁業者との間で、漁場や漁獲物の競合が顕著となり、昭和53年にかご漁業の部分的な禁止の委員会指示を公示しました。しかし、違反やトラブルにより昭和54年には本県海面における全面操業禁止の委員会指示を公示することになりました。

その後も他の漁業との間でトラブルが頻発したため、海区委員会による調停が行われました。現行のような委員会指示になったのは、下の図にあります。A海域では昭和55年から、B海域はA海域から分かれる形で57年から、C海域は3年間の試験操業を受けて昭和59年から現行と同様の形で承認漁業となりました。一部海域では区域外での操業といった違反操業が繰り返し行われたため、平成22年に承認をしない場合及び承認の取消しの項目を委員会指示に追加し、平成23年には違反者に対する処分基準の見直しを行いました。

操業海域は1ページ下にお示ししているA、B、Cの3つの海域に分かれて行われています。A海域は駿河湾の中央部、B海域は伊豆西岸沖、C海域は伊豆東岸沖になります。

なお、昨年漁期については、漁業調整上の違反及びトラブル等の報告はありません。

次のページを御覧ください。かにかご漁業の操業図と漁具図をお示ししています。右側の図のようなカゴに餌をいれたものを最大20かご、はえ縄のようにして海底に設置します。カゴの中に餌を目当てに入ってくるカニをとる漁法です。

かご漁業の主な漁獲対象種は、その下に示したタカアシガニ、エゾイバラガニ、イバラガニモドキになります。タカアシガニは主にB、C海域で採捕されます。エゾイバラガニやイバラガニモドキは主にA海域で漁獲されるカニです。

指示内容について御協議いただくにあたり、まずは前年漁期まで

の実績について報告します。

3ページを御覧ください。かご漁業の漁獲量等の表になります。表の左からA海域、B海域、C海域となっており、海域ごとに延日数、漁獲尾数、漁獲量、資源状況の指標として1日1隻あたり漁獲量、また1尾あたりの体重を示しております。

漁獲量等の推移については、次のページで、グラフを基に御説明いたしますので、ここでは、表の一番下にあります備考欄を御覧ください。各海域の指示内容を記載しております。操業期間については、A海域が9月1日から翌年の5月15日まで、B海域とC海域については、12月1日から翌年の2月末までとなっています。

次に、トン数と操業隻数についてですが、A海域、B海域では5トン未満の船で5隻以内、C海域につきましては、15トン未満の船で6隻以内となっています。

C海域で他の海域より大きな船を認めているのは、当海域の海況、安全性を配慮したものです。操業日数が増えるなど、漁獲圧が高まる可能性があったため、2,500尾という漁獲上限を設けております。

次に、4ページを御覧ください。それぞれの海域の資源状況について御説明いたします。A海域について示した中段の図1を御覧下さい。左の図は、漁獲量の推移、右の図は、1日1隻あたりの漁獲量になります。年によって操業隻数が異なり、また風都合等で操業日数が年によって異なるため、資源状況の指標として、この1日1隻あたり漁獲量を示しております

A海域では、左の図の漁獲量を見ますと、平成21年にかけて漁獲量が減少しており、その後は低調に推移しております。1日1隻あたり漁獲量を見ると、年による増減はあるものの、平成22年以降は概ね横ばいで推移しています。なお、近年のA海域の操業実績は基本的に1隻のみですが、令和6年漁期は、当人が今期は体調不良のため、出漁日数が減ってしまったと伺っております。

次に下段の図2を御覧下さい。主にタカアシガニを漁獲するB、C海域の推移をお示ししております。先ほどと同じく、左の図は、漁獲量、右の図は、1日1隻あたりの漁獲量になります。白丸がB海域、三角がC海域です。両海域ともに漁獲量、1日1隻あたり漁獲量は、漁期により増減はあるものの、概ね横ばいで推移していることから、資源は比較的安定していると考えられます。

続きまして、参考として近年の漁獲物の状況と取り組みについても御紹介いたします。

A 海区の主な対象種であるエゾイバラガニについては、平成 20 年以降は、雌雄別の漁獲データを報告していただいております。その結果を図 3 にお示ししております。雌雄別の 1 日 1 隻あたり漁獲量の推移となります。エゾイバラガニの雌雄の生息場所は異なっているとのことで、平成 23 年以前は雌に比べてサイズが大きく、身の詰まりが良い雄を狙って漁獲していましたが、平成 24 年以降は雄がほとんど採れなくなり、それ以降、雌が漁獲の主体となりました。しかし、令和 2 年漁期から雄が増加し、令和 4 年以降はほとんどが雄となっております。

1 ページ前の 4 ページ中段に記載しておりますが、資源の維持、増加に向けて小型個体の放流を行っており、直近では R5 に 2,107 尾、R6 は 238 尾を放流したと報告をいただいております。

B 海区、C 海区で漁獲されるタカアシガニについては、資源状況のモニタリングのため、令和 4 年漁期から個別別の重量測定を始めております。

その結果が図 4 になります。左が駿河湾内の B 海域、右が C 海域です。令和 4 年から令和 6 年漁期では、どちらの海域でも漁獲された個体の大きさに違いは明確な違いは見られませんが、測定を始めてからまだ 3 年で、まだ期間は短いですが、今のところ漁獲物の小型化などの変化はないため、漁獲量から見た資源状況と同様に資源は安定していると考えられます。

なお、こちらの海域についても、小型個体、抱卵個体の放流が行われていると伺っております。B 海域の 1 隻からは、放流数の正確な数値を御報告いただいておりますので、4 ページ参考情報、B、C 海域の覧の下に記載しております。令和 5 年は 287 尾、令和 6 年は 119 尾となっております。

以上が、資源状況に関する御説明になります。それでは最後に 6 ページの指示事項の欄を御覧ください。資源状況を踏まえ、各海域での事務局側の考え方についてお示しました。

A 海域では、引き続き、小型個体の放流等の資源保護の取組を行い、資源状況を注視しながら、承認漁業を継続したいと考えています。B 海域及び C 海域につきましては、資源状況が横ばいで比較的安定していることから、資源状況を注視しながら同じく承認漁業を継続したいと考えております。

深海性のカニについては、資源生態的な知見が非常に少ないことから、本指示による操業が同海域の資源状況の継続調査になるとい

う意味合いもございます。

指示事項の公報掲載案を8ページ以降に掲載しております。昨年からの変更点は、下線部分の指示の有効期間等の期日の変更のみになります。指示の内容について了承された場合には、案のとおり公報にて公示します。

なお、指示案について軽微な修正があった場合には事務局に一任いただきたいと思っております。以上になります。御審議の程よろしくお願いたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思っております。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願いたします。

○竹内委員

自分はC海域で操業させてもらっていますけど、大体妥当な感じかなと思います。自分に関しては、1キロ未満の個体に関しては放流してしまっていて、正確な数というのは数えていませんが、大体上げたときに1キロより小さいなという個体は全て放流しています。

去年、今年に関しては、4隻しか操業していないのが実態となります。C海域に関しては以上でございます。

○高田会長

他になければ、中立委員学識委員から質問をお願いします。

○鳥居委員

昔、結構トラブルが頻発していたと御報告があったのですが、どのようなトラブルがあったのですか。

○鈴木主任

元々、底曳き網漁業の人たちがタカアシガニ等を獲っていました。その当時はまだ指示等なかったので自由にやれたカニカゴを始めたのですが、やはり同じものを獲るといことと、カゴはその場に置きますので、そうすると網を曳けなかったり、無理して曳くと道具を持って行ってしまうというトラブルがありました。

○薩川委員

本来、カゴ漁業は自由漁業です。一本釣りと一緒に、誰がどこに

置いても良かったです。それでトラブルがあったので委員会指示になったという話です。

○鳥居委員 カゴを置いていると底曳き網で曳いてしまうということですか。

○薩川委員 そうです。それでトラブルがあったから、委員会指示を出したということですか。

○鳥居委員 A 海域が結構広いと思うのですが、操業の漁期も9月1日から翌年5月15日までと長いですが、そこは今のところトラブルが発生してないですか。

○鈴木主任 近年は、A 海域で操業されているのが1隻だけになっていて、トラブルの話は聞いていないです。

○薩川委員 実質的には、底曳き網はもう少し浅いところでやります。ここはかなり深いところですから、そういう違いもあってトラブルがないという現状です。

同じようなところに、手長エビのカゴもありますが、それも小底と区域が違いますので、それもトラブルはないです。

○石原委員 この放流されてるものは、サイズとかは決まっていますか。

○西原委員 自主放流です。完全に自分の判断です。

○薩川委員 底物のエビカニに関しては、小さいサイズは商品にならないので、各漁業者がどのくらいのサイズ以下は放流しようというものを決めています。

小さいものが多くても金にならないので、海域を変えたりして、別の場所へ行って、大きいものを獲るというようにして、資源管理を自ずとやっているというのが現状です。

○鳥居委員 放流についてですが、A 海域では、令和5年は2,170匹で、令和6年は138匹で、桁が変わっていますが、それはなぜですか。

○鈴木主任 令和5年は、小さい個体と雌が多く獲れていました。雌は比較的

小さいため、薩川委員がおっしゃった通り商品価値があまりないので、逃がしていたようです。令和6年は、理由は分かりませんが、雌が全く獲れなくて、雄が多かったので、結果的に逃がす個体が少なかったと伺っております。

○福井委員 この図3で、例えば24年から令和3年くらいまで、かなり雌が多くて、それが逆転していますけど、これ雄と雌で生息場所が違うのですか。

○鈴木主任 生息場所については、雌は深く、雄の方が浅いです。普通は、深いところまでわざわざ小さい雌を獲りに行くことはないですが、この24年から令和3年くらいまでは、雄が全然獲れなかったため、深いところまで雌を獲りに行っていたようです。その中で、比較的大きい個体だけ水揚げしていました。

○福井委員 資源が減ってしまって危ない状況になったら、雌雄を選択して獲るような指示もできることですか。

○鈴木主任 できると思います。

○安間委員 説明の中で、かつて違反者を処分したということですが、どのような内容だったか教えていただきたいです。

また、A海域のところが心配な状況にあります。登録は4隻ですが去年は1隻だけということで、儲からないからやめてしまったのか、今後戻る可能性があるのか、可能性を含めて、教えていただきたいと思います。

○鈴木主任 処分につきましては、操業区域の違反であったり、時期の違反があり、最終的には委員会から知事の裏付け命令を出すところまでいき、指導をしたというような記録が残っています。直接的な罰金とか、罰則までは言ってないです。

A海域についてですが、漁獲量が減ってきて、実質今1隻となっていますが、確かにA海域で獲れるカニはなかなか値がつかなかったりで、商売としてやっていくのはなかなか難しいです。唯一やってる長兼丸さんは、自身で販路等を作って何とか経営というか、漁業として成り立つようにしてやっています。

- 安間委員 後継者もいないですか。
- 鈴木主任 儲かるのであれば出てくるとは思います。
- 西原委員 そこまで流通してないです。
- 鈴木主任 基本的に皆さん自分で販路を作ってる状況で、それがなくなかなか最初のハードルは高いと思います。
- 高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 高田会長 ありがとうございます。それでは、指示事項ア かがり漁業の操業について、原案のとおり了承します。
続きまして、指示事項イ 沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄及びひき縄釣漁業の承認について、事務局から説明をお願いします。
- 山崎主査 資料4の沿岸くろまぐろ漁業にかかるはえ縄漁業及びひき縄釣漁業の承認について御説明します。
Iの経緯等から御説明します。今回の指示は1に記載のありますように静岡県資源管理方針と連動しています。現在、クロマグロの小型魚と大型魚について静岡県方針を制定しておりますが、2段落目にありますように、資源管理の有効性を高めるため、令和4年にクロマグロ大型魚の内容を変更し、それまで漁船漁業等のみの1つだった管理区分を、はえ縄、ひき縄釣、その他の3つの区分に分けて管理を開始しました。この管理と同時に静岡海区による指示を開始しております。
2の1ポツ目、自由漁業であるはえ縄漁業やひき縄釣漁業は国の広域漁業調整委員会による承認制度で、誰が、どの船で、どれだけクロマグロを採捕したか把握出来る体制を整えてTAC管理を行っています。
この承認では、自由漁業のうちどの漁法でクロマグロを採捕した

かが区別されておりましたが、本県では漁業者自主ルールにより自由漁業のはえ縄漁業とひき縄釣漁業が別々に行われており、県方針に基づくTAC管理の中で、管理区分の境を明確にしておく必要があります。そこで、本委員会の指示にてくろまぐろ大型魚を採捕する操業者をそれぞれ承認し、区別したいと考えております。

2ページを御覧ください。指示の考え方を記載しています。まず(1)ですが自由漁業による沿岸のクロマグロ採捕については、太平洋広域漁業調整委員会による承認制度が成り立っており、その承認を受けた者は本来、大型魚、小型魚を問わずクロマグロを採捕出来ます。この前提を崩すことは出来ないので、通常の手続きでよく使用される言い回しで、まず、すべての漁業を禁止し、例外的に特定の漁業を認めるかたちの「〇〇を採捕してはならない、ただし以下の場合はこの限りではない」といった表現は用いません。

次に(2)です。この指示の目的は「はえ縄漁業者」と「ひき縄釣漁業者」を区別する点にあります。このため申請者は、はえ縄漁業またはひき縄漁業のいずれか一つを選んで、委員会に申請するものとします。

最後に、(3)承認期間中の変更手続きです。住所変更、代船等による変更及び承認者の廃業や死亡などで広調委承認に基づく承継が行われた場合においては、海区委の承認の対象者の変更を認めることとします。

指示の内容について、3ページ以降に添付しております。基本的に、年月日等の時点変更となっておりますが、指示の有効期間は4ページにありますように令和7年8月1日から令和8年8月31日までの1年間と1か月としたいと存じます。これは、太平洋広域漁業調整委員会指示と合わせるかたちにし、承認の期間を1年間として、有効期間内に申請の時期を含めるため1年と1か月にしたためになります。

それでは2ページにお戻りください。IIの指示事項です。ただ今御説明した3ページ以降の指示案について、この内容でよろしいか御審議願います。変更に関してましては基本的に昨年度の内容の時点修正になります。了承された場合は、案のとおり県広報にて告示したいと存じますが、軽微な変更がありました場合には、事務局に修正を一任していただきますようお願いいたします。委員会指示に関する説明は以上になります。

最後に、前回の海区委委員会で報告しました、前年度の繰越し処理

による知事管理漁獲可能量の変更についてですが資料を10～11ページに添付しました。6月10日に数量を公表しましたので御承知おきください。前回の報告の数量から、若干の修正があり大型魚の配分が0.1トン少なくなり54.2トンが確定値になります。よろしくお願ひします。

○小泉事務局長 ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、期日の変更以外、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思ひます。

○高田会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願ひします。

○薩川委員 このはえ縄漁業というのは、実質的にクロマグロを獲るだけではなくて、カジキマグロ等のはえ縄漁業も混じっているということですか。

○山崎主査 はい、やっています。

○薩川委員 そういふことですね。現実的にカジキマグロを獲っているときに本マグロだとかが釣れたことはないものですから、カジキマグロについては、ほとんどメカオンリーだったですけど、そういうのも含めてはえ縄漁業は全部こういう許可を取るといふことですか。

○山崎主査 はえ縄漁業は自由漁業になります。

○西原委員 申請するのに、お金はいりませんよね。

○山崎主査 はい、いらぬです。

○西原委員 取った方がよいのではないかという意見もあつたのですが、その話はどうなりましたか。

○山崎主査 この承認の申請に制限をつけた方がよいという意見は、いろいろなところからいただいておりますが、基本的に県としては制限はし

ておりません。この指示自体も、はえ縄漁業とひき縄漁業のどちらかにしてくださいという指示なので制限をかけていないですが、実状として漁業者間ルールの中で、制限といたしますか、どの船がやるかという話し合いみたいものが行われていまして、そこで制限がかかっているような形になります。

○西原委員

大型魚に関しては、無線とか衛星がないとできないということで、最近言わなくなりましたが、それはもう絶対的な条件なのですか。

○山崎主査

それこそ、毎年、漁業者間の協議会でルールが細かく決まっています。その中に、すぐに連絡が取れるように衛星設備を整えなければいけないという項目は入っています。毎年それを見直していますので、今年も協議会を開いて、ルールについて話し合う場があるかと思えます。

○高田会長

今の衛星機能については、近年、大室だしから電話が繋がる場所でというのがありました。

もう一つ、今後県として考えなければいけないと思うのが、新規の漁業者についてです。どこの組合でも、新しく入ってきた漁業者に、県の立場として、協議会があるからとかではなくて、このマグロについては、もう少し入り込まないと良くないと思えます。

枠の数量も大事だというのは分かっていますが、やはり今の現状だと、はえ縄の船が5隻に対して、今エントリーしているひき縄船が67隻です。やはり許可がない限り、ひき縄はできないわけで、これから増えてくるのは、ひき縄船なわけです。枠が増えた中で、他に釣るものがなかったら、目の前に来たら釣りたいというのが、漁師だと思います。そこを、今みたいに止めてないで、入れるものは入れる、エントリーするものはエントリーさせて、やらなければ別に良いわけです。そういうことも、これからは踏み込んでいかないと、既得権みたいになっていくと思えます。

ますますマグロも増えてきて、枠だってこれから先また増えてくると思えます。いつまでもそういうことをしたら、静岡の沿岸漁業者は生き残れないと思えます。キンメも駄目、何も駄目という中で、今の時期に合わせたものを釣っておかないと、後継者がいなくなると思えます。そこを踏まえて、これからやっていけなければいけないと思ってます。

○山崎主査

実際、昨年までは、大型魚のひき縄の枠も初期配分で1.4トンで、それを70人くらいで取り合うみたいな感じになっていました。そういう形だったのですが、それが10トン増えて、どこまでの人数ができるかという議論は、また進めていかなければいけないとは考えています。

○薩川委員

沿岸漁業については、今年みたいにシラスがダメだと、ひき縄もやりたいと言う話になりますが、なかなかやれないのが現状です。技術があるないの問題ではなくて、そういう承認とかを受けなければならぬので、目の前にいるのに獲れないです。

その許可を持ってる者しか獲れないというようになってしまうと、それが駄目だったら、じゃあやめるのかという話になってしまうので、その辺も県として考えていかざるを得ないと思います。自由漁業に関しては、もう少しアバウトにやれるような形をとっておかないと、なかなか漁業者はやっていけないと思います。

○西原委員

静岡県も最初の枠は少なかったです。和歌山は、今だかつて新規参入は絶対に認めていないです。和歌山は、自分たちの既得権みたいな形でやっていて、最初から新規参入者は絶対に入れないです。

そういう逆がっちりやっている県と比べて、静岡については最初は少なかったのが、はえ縄とか定置など、皆の協力で増えてきたので、静岡県は良いところもあるのだけれど、これからは新規も増やしていかないと、漁業者が増えないというジレンマもあるのは確かです。

○薩川委員

本マグロについては、世界的な規制ですから分かりますが、バチ、キハダは良いのか、良いのに釣れないという話です。その漁法ができないというのは、少し違うのではないかとはいいます。

○高田会長

他に何かあれば、学識・中立委員の方も御発言がありましたら、お願いします。

○安間委員

これとは直接関係ない間接的なことになりますが、これまでにも遊漁の人たちの報告といますか、これは把握するのはなかなか大変ですが、少しでも何か進展してるようなことがあったら、報告を

いただきたいと思います。

それと、先ほどから出ていますが、うちの方も若い人たちが、去年少し枠を広げてもらったものですが、国際的に枠が決まっている中で、なかなか大変なことがあります。改めてそういう若い人たちが参入できるようなことをやっていかないと本当に後継者がなくなって、漁師がいなくなってしまうという心配がありますので、今後も考慮していただきたいと思います。以上です。

○山崎主査

若い人たちに対しては、国の承認について、2年毎の更新がちょうど今年ありました。そのときに、国の方で初めて新規承認を認めるという形で、承認していただきまして、静岡県では、承認数が増えて、現在999隻になりました。県内999隻の船がマグロを釣れるという状態にあるので、承認を持っている方には実績を残してもらった方が良いという感覚をもっております。

○安間委員

うちは全員登録しました。

○高田会長

太平洋広域の遊漁に関しまして、遊漁部会で漁業者代表で出ています。遊漁の枠については、昨年度までは1年間で40トンで、一斉に始まっていましたが、今年の4月からは1年間で60トンで、これは単純に1.5倍という計算です。それを月に5トンずつの配分で、とりあえず均等割ということにはなりました。もちろん最後には超過しないように停止命令とかは出ます。

それと、今水産庁の方でクロマグロ遊漁のアプリを開発をしています。報告については、今までのように釣り人に報告義務がありますが、その期限は翌日までとなりました。また、今までは遊漁者だけに報告義務がありましたが、今後は遊漁船の方にも報告義務ができて、釣りに行く1週間前に報告するようになるということになっています。

数量については、今までは1人1日1本までだったのが、今は月に1本になりました。そういうふうに徐々に規制がかかっていくようになってきました。

あとは、やはりこれからの問題はプレジャーボートです。遊漁船は、県や各漁協である程度管理はできていますが、プレジャーボートに関してはまだ全然規制がないので、水産庁の方で先ほど言ったように登録のアプリができれば、遊漁者は登録してから釣りへ行く

ことになっています。

キャッチ&リリースについては、最低限プレジャーボートの管理ができるようにならないと、賛成はできないということで今進んでおります。遊漁者の代表からは、キャッチ&リリースをやらせろという意見がありますが、漁業者や遊漁船は、枠を超えればやめて違うものを釣りに行きますので、そういう話をして、議論が延長になりました。以上です。

○西原委員

遊漁船の経営者は、やはり報告義務が必要だと思います。そこは我々漁業者の中でも、遊漁船の船長が連絡を取らないと駄目だという意見が多いです。

○高田会長

そのとおりですが、水産庁からして見ると、遊漁をする、魚を釣る人にTACの数字がかかっているのが、遊漁船の船長には関係ないという理論でした。しかし、やはり責任があるということで、浜からそういう意見が出ているということで、少しずつ変えるようには発言はしていますが、なかなか相手があるもので、うまくいかないです。以上です。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○高田会長

ありがとうございました。それでは、指示事項イ 沿岸くろまぐる漁業にかかるはえ縄及びひき縄釣漁業の承認について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項 広域漁業調整委員会の委員互選について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

広域漁業調整委員会の委員互選について、説明させていただきます。資料5を御覧ください。

まず、これまでの経緯を御説明します。広域漁業調整委員会とは、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議、調整を行うことを目的として、平成13年10月、漁業法に基づき設置された国の常設機関です。同

委員会の効率的な運営のため、太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の3委員会が設けられており、静岡海区は太平洋広域漁業調整委員会に所属しております。太平洋広域漁業調整委員会の委員は28名で、18都道府県の海区代表者である都道府県海区互選委員18名と国が選任する大臣選任委員10名、内訳は沖合漁業代表者を主とする関係漁業代表者7名と学識経験者3名からなっております。委員の任期は4年で、令和7年10月から令和11年9月末までの委員を新たに互選する必要があります。

第1期から5期までは海区を代表して会長が委員となっておりましたが、第6期の現在は、高田委員が代表となりました。太平洋広域の対象魚種であるキンメダイ、サバ、クロマグロに詳しい漁業者が適当ではないか等の意見があり指名されました。

昨年度の太平洋広域漁業調整委員会の議事内容を簡単に御説明します。会議は例年12月と3月の2回、東京で行われますが、昨年度は11月、3月に開催されました。お手元の資料、第41回、42回広域漁業調整委員会議事次第を御覧下さい。令和6年度の主要議題は、クロマグロ遊漁を如何に管理していくかということでした。11月の第41回公調委において、クロマグロ遊漁専門部会を太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海の各広調委に設置し委員を選任しています。6ページの第1回クロマグロ遊漁専門部会の議事次第を御覧下さい。委員は、遊漁者委員4名、各部会から都道府県互選委員1名で計3名、学識委員1名の計8名で構成されています。太平洋部会の互選委員には高田委員が選任されました。部会は12月、1月、2月と毎月開催され、集中して協議されました。そして3月の第42回公調委において、委員会指示をまとめ4月に発出しています。内容としては、採捕の制限を1人/1尾/日から1人/1尾/月に、採捕報告を陸揚げ後3日以内から1日以内に、採捕上限を複数月から毎月均等にするなど、それまでの指示よりも厳しいものとなっています。今年度も、令和8年4月からの届出制導入やキャッチ&リリースの取扱い等について引き続き協議することになっています。水産庁としては、まずはクロマグロ遊漁の実態把握をし、その上で新たなルール作りをするというスケジュール感ですが、漁業者、遊漁者からは、もっとスピード感をもって進めて欲しいと意向が示されています。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

権について、13、14 ページが区画漁業権について、15 ページが定置漁業権についての報告になります。

それでは、表の項目について説明します。資料3 ページの一番上の項目の欄を御覧下さい。こちらは、共同漁業権の報告になります。

まず、左から2つ目の列に免許番号があり、その右側から順に漁業権者名、漁業の名称、報告の対象期間を記しております。その隣には、3の資源管理に関する取組の実施状況を示しております。漁業種類ごとに取り組んでいる場合の他、その団体として取り組んでいる内容についても記載しております。

次に、その隣には、4の漁場の活用の状況を示しております。これが操業の実態となります。①に操業日数、②に漁獲量を記載しています。また、その右側には5の組合員行使権について①行使権者の数、②行使の状況を記載しています。最後に、1番右側の6のその他の欄には、その漁場の状況や実績がなかったことの原因等を記載しています。近年は、磯焼けや海水温の上昇により資源が減少し、多くの漁業でやむを得ず自家消費や操業自粛となっています。

以上の項目については、資料13、14 ページの区画漁業権、15 ページの定置漁業権とも同様となっております。

報告内容について、これらを精査し、漁業権者が漁業権漁場を適正に使用していると判断できた場合には、表の一左側の判断の欄にその結果として○と記載しています。なお、表の説明でもあったように、漁業権漁業となっても操業できなかつたり、数量がまともらず報告にいたらなかった漁業などがございます。その背景や理由についてはなるべく報告をお願いしていますが、漁業権漁業が一つでも行われていなければいけないのかというわけではなく、漁場全体の利用やそのとき採るべき、漁獲するべきものに適した漁業があればそちらを優先しますので、報告に基づき漁場利用が適正だったかどうかは漁場の全体を見て判断をしております。

また、今回の報告は、資源管理の状況等の報告という表題ですが、報告の趣旨としては、漁業権を適切に利用しているかを見るものであり、資源管理を行っているかどうかを見るものではありません。その旨御承知おきください。

それでは、資料1 ページにお戻りください。4の知事の報告についてです。今回の報告について、漁業権者からの報告内容を精査し、県内すべての漁業権において、内容が適切であると判断されたため、当該報告にかかる知事の意見を海区会長あてに報告します。報告の

- 石原委員 基本的な質問ですけど、操業日数のところに何人と書いてある欄がいくつか見られますが、これはどういう意味ですか。
- 樫技師 報告については、操業日数でお願いはしていますが、集計上、人数でしか記録していないというところがありますので、その場合は、人数でも良いですということで、あくまで漁場の活用状況が分かればということで、なるべく集計できるようにという観点で行っております。
- 石原委員 例えば5ページの伊豆漁協の下田本所のところで、操業日数や漁獲量も全部ないですが、団体としての取り組みは記載があり、これはどういうことですか。
- 樫技師 共第5号第6号ですが、伊豆漁協下田本所にありますが、団体として取り組んでいる内容は同じですが、漁獲量がない理由は先ほど言いましたように、共第5号でやっているためです。漁場全体の利用という点を含めて、○をしているというところです。
- 高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
御意見が出尽くしたようですので、このことについて、以上とします。最後に事務局から次回開催についてお願いします。
- 鈴木主任 次回開催について御報告させていただきます。次回は7月24日(木)、静岡県庁内の会議室での開催を予定しております。議題としては、さばすくい網漁業及び棒受網漁業の許可及び起業の認可の定数について等を予定しております。よろしくをお願いします。
- 高田会長 次回海区については、7月24日(木)ということですので、よろしくをお願いします。
以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返します。
- 小泉事務局長 高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第23期第2回静岡海区漁業調整委員会を閉会いたします。

(終了時間 16:20)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名
人として署名押印する。

令和7年6月12日

議長
高田 充朗 

議事録署名人
金指 治幸 

議事録署名人
田口 さつき 

